

総社市赤米ヒカリノミ基金条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第63号

総社市赤米ヒカリノミ基金条例

(設置)

第1条 赤米伝統文化の保存、活用及び継承に要する経費の財源の一部に充てるため、総社市赤米ヒカリノミ基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、予算で定めた範囲内で処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。